

重 要

2012年（平成24年）8月

新規登録弁護士雇用弁護士各位

東京弁護士会
会 長 斎 藤 義 房
第一東京弁護士会
会 長 樋 口 一 夫
第二東京弁護士会
会 長 橋 本 副 孝

東京三弁護士会新規登録弁護士研修について（協力依頼）

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しています。本研修は、登録1年未満の弁護士に対し、弁護士自治・会務活動等を中心とした弁護士制度に関する研修並びに実務研修を含めた民事及び刑事双方に関する研修を組織的に行うことにより、弁護士としての使命を自覚させ、かつ、実務家としての弁護士が最低限必要とする基本的な知識及び能力を具備させることを目的として実施するものです。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、研修期間を1年間としている点、履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会で実施する日弁連新規登録弁護士集合研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用弁護士の協力義務】

上記のとおり、東京三弁護士会では、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも会則上研修協力義務を課しています。

この義務は、新規登録弁護士と雇用弁護士の所属会が異なる場合にも課されるもので、東京三会により会則上若干の表現の違いはありますが、新規登録弁護士

の所属会の如何を問わず、新規登録弁護士が所属する弁護士会及び連合会が行う新規登録弁護士研修を履修するよう指導し、協力する義務とされています。即ち、雇用弁護士はその所属会に対して（他会が行う研修であっても）研修協力義務を負うこととなります。

なお、この研修協力義務を負うのは、新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等の面での実質的な指導監督を行いうる弁護士です。新規登録弁護士が入所直後から実質的なパートナーとして既登録弁護士と完全に対等な立場に立つ場合には、この研修制度上は雇用弁護士がいないという事態もあり得ますが、複数のパートナーが共同で雇用するような大規模事務所の場合であっても、実質的に雇用者的な立場において新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等で指導監督すべき弁護士が本研修制度上の「雇用弁護士」となります。

【雇用届出書提出のお願い】

東京三弁護士会への入会申込の際には、上記の意味での雇用弁護士から「新規登録弁護士雇用届出書」を新規登録弁護士を通して提出して頂くことになっています。この届出書は、新規登録弁護士研修への協力義務を負うべき弁護士を特定するための資料として提出を求めるものですので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

新規登録弁護士（予定者）に事前に「新規登録弁護士雇用届出書」の用紙を持参させますので、貴事務所において雇用弁護士1名（上記の意味での実質的な雇用弁護士に限ります。単に事件処理の方法等を指導する「兄弁」的な弁護士は除外して下さい。）を定め、当該用紙に雇用弁護士が署名捺印のうえ、新規登録弁護士に渡して下さい。届出書は、入会申込の際に新規登録弁護士自身がその登録すべき会に提出することになっています。各位には本研修制度の趣旨をご理解のうえ、何とぞご協力下さいますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

1、各会の研修概要及びスケジュール